

【安芸太田町定住関連施策一覧】

区分	項目	事業名	内容	問合せ先
住まい	空き家バンク	空き家バンク事業	◆空き家物件の所有者と利用希望者の紹介	安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112
住まい	新築・購入助成	定住促進奨励制度	◆家屋に係る固定資産税相当額の1/2を10年間助成 【補助対象】 新築住宅を建築または購入される45歳以下でその後10年以上定住される方または賃貸住宅を3戸以上建築される方(年齢制限なし)	安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112
住まい	新築・購入助成	子育て世帯定住応援制度	◆10年以上定住される方で対象住宅の新築または建売住宅の購入(500万円以上)について100万円、中古住宅の購入(150万円以上)について50万円を助成 ◆自己所有住宅の改修(100万円以上)について改修費の1/3(上限75万円)を助成 【補助対象】 補助金申請日において、夫婦のいずれかが満40歳以下または満12歳以下のお子さん(出産予定を含む。)がいる世帯 ※住宅取得(新築・中古)をされた方には12歳以下のお子さん1人につき20万円の奨励金	安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112
住まい	改修費等助成	移住定住促進応援事業	◆5年以上居住することを条件に、空き家の所有者、移住者、移住予定者(空き家借受者も含む)に対し、新築、中古購入、住宅改修、家財整理等の経費が100万円以上に対し、1/3(上限75万円)を助成。 ※転入者、空き家所有者を問わず改修費負担者へ助成 ※ただし、2地域居住住宅は対象外 【家財品処分事業】 ◆空き家バンクに登録することを条件に残存する家財の処分費の1/3助成(上限20万円)	安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112
住まい	改修費等助成	住宅改修助成金交付制度	◆町内の施工業者を利用して自己が所有し居住する住宅の修繕や増改築に対する費用を助成 助成対象工事費(50万円以上)の10%に相当する額を助成(上限10万円)	安芸太田町 建設課 TEL:0826-28-1962
住まい	お試し住宅	田舎暮らしお試し体験住宅制度	◆2棟(1棟あたり農園1区画(50㎡)付き) 安芸太田町に移住を検討している者を対象に一定期間、町での生活体験できる機会を提供 お試し体験住宅の利用期間は、利用単位を1週間単位として最短1週間から最長1か月までとする	NPO法人広島横川スポーツ クラブカルチャークラブ 高島:090-6433-8687
住まい	お試し住宅	田舎暮らしお試し体験住宅制度	◆はじまりの家 安芸太田町にある空き家をリノベーションし、安芸太田町へ移住をお考えの方が宿泊できる施設です。 日帰り体験一組1,000円/日、一週間あたり20,000円/組	一般社団地域商社あきおおた TEL:0826-28-1800
住まい	その他	安芸太田町産木製品プレゼント	◆安芸太田町産材を使用して新築する木造住宅施主に最高20万円相当の木製品をプレゼント ◆自ら居住目的の住宅で延床面積70㎡以上対象 ◆町産材使用量1㎡につき1万円換算 ◆安芸太田町木製品カタログから商品を選択	安芸太田町 産業観光課(農林) TEL:0826-28-1973
住まい	その他	ペレットストーブ等購入促進補助事業	◆ペレットストーブや薪ストーブ本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費を補助 【対象経費】購入経費および設置等に係る経費が10万円以上のもの 【補助金額】補助対象経費に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)以内とし、上限額は20万円	安芸太田町 産業観光課(農林) TEL:0826-28-1973
農林水産業就業	農林水産業就業	営農用施設機械器具整備事業	◆ビニールハウスの整備に要する経費を補助(事業費の1/2以内) ※規模30㎡以上を新規設置する場合	安芸太田町 産業観光課(農林) TEL:0826-28-1973
就職	就職	安芸太田町無料職業紹介所事業	町内の求人・求職情報を面談形式で提供・聞取実施【月曜日～金曜日、祝日・年末年始を除く、9時から16時(12時から13時休み)】 ◆町内企業に対し、求人の有無の調査等の情報収集を行い、町HP等で求人情報の発信を実施 ◆求職者の希望に応じ、町HP等で求職者情報の発信を実施	安芸太田町 産業観光課(観光) TEL:0826-28-1961
起業	起業	安芸太田町がんばるビジネス応援補助金	令和3年度実施予定	安芸太田町 産業観光課(観光) TEL:0826-28-1961

【安芸太田町定住関連施策一覧】

区分	項目	事業名	内 容	問合せ先
子育て	医療費助成	乳幼児医療費支給事業	【対象】0歳～就学前までのお子さん 【自己負担額】1医療機関ごとに1日500円 ・通院:4日/月まで ・入院:14日/月まで	安芸太田町 住民課 TEL:0826-28-2116
子育て	医療費助成	子ども医療費支給事業	【対象】小学1年生～18歳到達後最初の3月31日までのお子さん 【自己負担額】1医療機関ごとに1日500円 ・通院:4日/月まで ・入院:14日/月まで	安芸太田町 住民課 TEL:0826-28-2116
子育て	保育料減免	第2子以降保育料軽減事業	◆申請に基づき、保育料を第2子以降について全額免除 【条件】 ①2人以上の18歳未満の児童を養育している世帯 ②安芸太田町に住所を有すること ③世帯員すべてが、町税、町使用料等に滞納がないことと	安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212
子育て	その他	一時保育事業	◆就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による、緊急時の保育または私的理由による保育を行う(14日/月) ◆町内4保育所・こども園で実施 【利用料】1時間当たり 0歳700円、1～2歳400円、3歳210円、 4歳以上180円	安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212
子育て	その他	子育て支援センター事業	◆町内2か所(加計認定こども園あさひ内・認定こども園とごうち内)に設置 ◆育児相談、在宅の親子の支援を実施 ◆ママのリフレッシュ講座等楽しい講座も実施 【開設】月～金曜日の午前9時～午後2時	安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212
子育て	その他	保育所通園費補助事業	◆町内に住所を有する者で通園距離が片道4km以上ある場合申請に基づき補助 ※ただし、通勤経路分は除く 【補助額】1km当たり月額500円 【条件】 ①安芸太田町に住所を有すること ②対象者について町税、町使用料、保育料に滞納がないこと	安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212
子育て	その他	妊産婦健康診査交通費助成	◆妊産婦に対し妊産婦健診における交通費の一部を助成 【助成額】1回の受診につき1,000円 【対象者】町に住民登録を有する期間に、町外の医療機関で妊産婦健診を受けた者	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	産婦健康診査費助成金交付事業	◆産婦健診の健診費用の一部を助成 【助成額】1回の受診につき限度額5,000円 (1人2回まで) 【対象者】町に住民登録を有する期間に、町外の医療機関で産婦健診を受けた者	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	産前・産後サポート事業	◆助産師による訪問事業 【助成回数】1人4回まで 【対象者】町に住民登録されている方で、妊娠中及び産後1年未満の方	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	産後ケア事業 (宿泊型)	◆出産後、助産院に宿泊し育児支援を受けることができる事業 【利用日数】7日間以内、1泊あたり1,000円 ※町民税非課税世帯・生活保護世帯の方は0円 【対象者】町に住民登録されている方で、産後1年未満の方	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	新生児・乳児等家庭訪問	◆保健師による新生児・乳児等への訪問を実施 ◆保健師による妊婦訪問・産婦訪問	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	子育て支援 各種相談・教室	◆乳幼児健康相談(保健師・管理栄養士・歯科衛生士) ◆聞こえと言葉の相談(言語聴覚士) ◆お陽さま相談(発達支援相談員) ◆妊婦交流会(妊婦教室) ◆もぐもぐランド(離乳食教室) ◆チャレンジ広場(遊びを通して心身の発達支援教室) ◆妊婦訪問時に母子手帳カバープレゼント ◆不妊治療助成制度 ◆未熟児養育医療 ◆ブックスタート事業 ◆新生児・乳児体重計無料貸し出し	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196

【安芸太田町定住関連施策一覧】

区分	項目	事業名	内 容	問合せ先
子育て	その他	歯科相談等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊婦歯科検診(町内委託歯科医院にて、妊婦歯科検診1回)</li> <li>◆乳幼児フッ素塗布事業(乳幼児健診や保育所歯科検診にて希望者にフッ素塗布(無料))</li> <li>◆むし歯予防・ブラッシング教室(乳幼児健診及び保育所)</li> <li>◆食育指導事業(栄養指導に合わせた歯の健康教室)</li> </ul>	<p>安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196</p>
子育て	その他	放課後児童クラブ運営事業	<p>心身の健全な育成を図るため、放課後、留守家庭の児童が安全で安心して過ごせる場所を提供</p> <p>【対象】小学1年～6年生</p> <p>【開館】≪簡賀≫ 平 日:午後0時～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時 ≪加計≫ 平 日:午後3時～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時</p> <p>※長期休業中 平 日:午前8時～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時</p> <p>【利用料】4回/月までは1回につき300円 5回/月以上は月額1,500円</p>	<p>安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212</p>
子育て	その他	放課後子ども教室	<p>地域の方の協力を得て、小学校の空き教室等を利用し、安全安心な居場所として学習や交流事業等を行う。</p> <p>【対象】小学1年～6年生</p> <p>【実施学校】加計小学校、戸河内小学校</p> <p>【実施場所】修道地域活性化センター、戸河内小学校</p> <p>月～金 放課後～午後6時《戸河内・修道》 土 午前8時30分～午後6時《戸河内》 土 午前9時00分～午後4時30分《修道》</p> <p>※祝日を除く 〔長期休暇中〕 月～金 午前8時30分～午後6時《修道》 土 午前9時00分～午後4時30分《修道》 月～土 午前8時30分～午後6時《戸河内》</p>	<p>安芸太田町 教育課 TEL:0826-22-1212</p>
子育て	その他	健診事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆山ゆり健診基本健診受診料0円(集団健診・個別健診)</li> <li>※健康保険の種類により自己負担が発生する場合があります。</li> </ul>	<p>安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196</p>
子育て	その他	予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆インフルエンザ助成金(生後6か月～中学生以下の方、65歳以上の方1回1,000円)</li> <li>◆おたふくかぜ予防接種助成(1人1回まで助成(対象年齢あり) 無料)</li> </ul>	<p>安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196</p>
子育て	その他	歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆歯周疾患検診の受診料0円</li> <li>【対象者】 安芸太田町に住民登録されている方で、当該年度に40・50・60・70歳になられる方</li> </ul>	<p>安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康福祉課 TEL:0826-22-0196</p>
子育て	その他	高等学校等通学費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定住支援および加計高校支援を目的とし、町内外の高等学校等へ通学する費用を通学方法、距離等により通学費の一部を助成。</li> </ul>	<p>安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112</p>
定住相談	その他	定住相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安芸太田町への定住に関する相談受付</li> </ul>	<p>安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112</p>
その他	その他	40歳未満限定通勤者助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆申請時に満18歳～39歳で町内に在住しており、自宅から片道20km以上の場所に通勤している常時雇用者に通勤距離に応じて5年間助成</li> <li>【補助金額】 ・20km以上～30km未満:3万円/年 ・30km以上:6万円/年</li> </ul>	<p>安芸太田町 企画課 TEL:0826-28-2112</p>